

令和3年 第4回
教育委員会定例会会議録

令和3年4月13日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2564号
令和3年第4回定例会

日 時 令和3年4月13日（火） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真 希 子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和3年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 リバウンド防止期間における区の対応について
- 2 東京都のまん延防止等重点措置の実施等を見据えた区の対応について

日程第3 報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- 2 寄付の受領について
- 3 港区スポーツセンターサブアリーナの休止について
- 4 教職員の人事異動について

- 5 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版の一部改訂（令和3年4月1日版）について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから令和3年第4回港区教育委員会定例会を開会をしたいと思います。

新体制での初めての教育委員会となりますので、まず議席を決定いたします。4月1日に港区教育委員会会議規則第5条の規定に基づきまして、各委員の皆さんに、くじの方を引いていただきました。その結果、1番が田谷委員、2番が中村委員、3番が寺原委員、4番が山内委員となりましたので、この議席番号で決定をしたいと思います。今後、この議席にて、教育委員会を開会をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田谷委員 はい、了解いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしく申し上げます。

日程第1 審議事項

1 令和3年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について

○教育長 それでは、日程第1審議事項に入ります。議案第33号「令和3年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「令和3年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」ご説明いたします。本日付け資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。

「審議内容」です。港区立図書館条例第4条の規定に基づき、特別整理のための休館及び臨時休館をすることについて、ご審議いただくものです。

項番の1「特別整理のための休館」です。(1)麻布図書館から港南図書館までの3館1分室について、9月から10月にかけて、それぞれ特別整理のための休館を行います。なお、みなと図書館については、令和3年1月に実施したため、特別整理のための休館は、令和3年度は行いません。三田図書館、高輪図書館は、特別整理のための休館は行わず、臨時休館を行います。

項番1(2)「理由」です。所蔵資料と電算データの照合、不明資料などの調査、施設・設備の点検整備、修繕工事、定期清掃などを行うものでございます。

項番の2「臨時休館」です。(1)三田図書館について、令和4年1月4日から3月31日まで。高輪図書館について、令和3年5月、10月、11月に、1日ずつの臨時休館日を設けるほか、1月28日から令和4年2月28日まで臨時休館を行うものです。

(2)「理由」でございまして。三田図書館については、(現)三田図書館から(新)三田図書館への移転作業を行います。

2ページを御覧いただけますでしょうか。高輪図書館については、高輪コミュニティーぷらざ内の定例の電気設備法定点検による全館停電、消防設備点検、空調機点検のほか、大規模改修工事を行うものでございます。

(3)「臨時休館中の対応」でございます。三田図書館の移転作業及び高輪図書館の大規模改修工事に伴う臨時休館中、予約資料の貸し出し、資料の返却、利用者登録などを行う仮設窓口を設置いたします。設置期間と設置場所は、記載のとおりでございます。

項番の3「告示日」でございます。4月16日を予定しております。

項番の4「利用者への周知方法」です。「広報みなと」、「ひろば」、ホームページ、ポスター、Twitterなどで、幅広くお知らせしてまいります。

項番の5「その他」でございます。みなと図書館では、(新)三田図書館への資料の移動作業及び給排水設備改修工事を実施するため、2階の一部の利用を制限する期間が発生する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。

田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 ただいまご説明のございました項番1の(2)の「理由」のところで、「不明資料の調査」とございますけれども、これはどういった内容のことなのでしょうか。

○図書文化財課長 所蔵資料と電算データの照合をいたしますと、電算上、所蔵しているはずの資料にもかかわらず、その本がそこになんかということがございます。それは、本が盗難に遭ってしまったりするようなケースでございます。そういう資料が別のところになんかどうとか、そういうことも含めまして、よく調べるといことになります。

○田谷委員 ご説明ありがとうございます。しかし、こういう不明資料というのは、大体、年間何件ぐらいあるのでしょうか。

○図書文化財課長 大体でございますけれども、各図書館について、10件以下に抑えているという現状でございます。

○田谷委員 区の財産でございますので、なるべくそういうことがないようにしていきたいものだと思うのですが、何かその辺で、そういう不明資料に対する対策みたいなものは行われているのでしょうか。

○図書文化財課長 かつて、図書館の場合は、ある意味では、本をそのまま持ち出されてもチェックがかからないような、そういう状況があったのですが、今はブックディテクションというシステムが入っておりますので、出口のところでゲートをこう通るとビーというふうに音が鳴って、貸出 процедуруをしないまま持ち出そうとすると、そこでチェックがかかるという仕組みになっております。こういう仕組みを導入していますので、不明資料の数もかなり減っているというのが現状であると考えております。

○田谷委員 課長、どうもありがとうございます。中には非常に貴重な書類もあると思いますの

で、また今後、そういうことがないように、あらゆる策がありましたら講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

○中村委員 済みません、ちょっと教えてほしいのですけれども、特別整理のための休館と臨時休館というのは、どう違うのですか。違いがよく分からないのですけれども。

○図書文化財課長 特別整理のための休館というのは、条例の規定で、年10日以内に、いわゆる曝書のために行うということができるという規定を設けていて、曝書というのが、電算データと所蔵資料の照合などの一連の手続のことを言っています。

臨時休館の方は、この特別整理とはまた別に、臨時に必要な場合に休館をすることができるという規定を設けておまして、その規定の方で、休館をするということになります。今回の臨時休館は、大規模改修、または引っ越し作業という、そういう臨時的な要因があるということで、今回お願いをするものでございます。特別整理のための休館は、毎年恒例のものになるということでございます。

○中村委員 分かりましたけれども、ただ、項番1の(2)の理由の三つ目に、設備の点検整備とか修繕工事とかも入っていたので、でしたら別に特別整理のための休館でもいいのではないのかなと思ったのですけれども、これは期間の問題ですか。

○図書文化財課長 項番1の(2)のところに、確かに「施設・設備の点検整備、修繕工事、定期清掃等」入っておりますけれども、たまたまこれは、その休館の期間中に合わせて、こうしたものも実施してしまおうということで、効率的にそこで合わせて行っているということで、記載をしているものでございます。別途、臨時休館をしないで、特別整理のための休館のときに、全部合わせてやってしまうということでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第33号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第33号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 リバウンド防止期間における区の対応について

○教育長 日程第2、教育長の臨時代理に伴う報告事項に入ります。報告第1「リバウンド防止期間における区の対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「リバウンド防止期間における区の対応について」ご説明いたします。教育委員会臨時代理報告資料ナンバー1を御覧ください。

まず、報告の内容でございます。東京都が令和3年4月1日から同月21日までをリバウンド防止期間に設定したことを受けまして、区施設利用時間の短縮、使用料金等の減額を行う期間を変更することを、港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理し処理しましたので、報告いたします。

項番1、処理の内容でございます。恐れ入ります、ページを送っていただきたいと思っております。令和3年3月30日付の資料を御覧ください。こちら、東京都は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除の段階後の緩和期間といたしまして、その後の4月1日から4月21日までをリバウンド防止期間と設定いたしました。このことを受けまして、教育委員会の所管施設や主催事業について、3月19日、教育長の臨時代理による処理、「緊急事態宣言の解除等を踏まえた区施設及び事業等における対応について」の適用期間を変更いたしました。

項番1「期間」及び項番2「区施設等の開館時間」でございます。期間変更後は、3月22日から4月21日までといたしまして、生涯学習センター、青山生涯学習館、スポーツセンターのリバウンド防止期間開館時間を9時までといたしました。

ページを送っていただきますと、項番3「使用料金等の減額」でございます。貸室の使用料金や利用料金は、時間で按分して減額いたしました。

項番4「周知方法」でございます。区ホームページ等、記載のとおりでございます。

資料1ページにお戻りになっていただきたいと思っております。項番2、処理の日にちでございます。令和3年3月30日です。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長の臨時代理に伴う報告事項1について、報告どおりご承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項1については、ご承認いただきました。

2 東京都のまん延防止等重点措置の実施等を見据えた区の対応について

○教育長 次に、報告事項2「東京都のまん延防止等重点措置の実施等を見据えた区の対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「東京都のまん延防止等重点措置の実施等を見据えた区の対応について」ご説明いたします。教育委員会臨時代理報告資料ナンバー2を御覧ください。

まず、報告の内容でございます。東京都のまん延防止等重点措置の実施を受け、区施設の利用時間の短縮、新規予約受付の停止、使用料金等の減額を行う期間を変更することを、港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理し、処理しましたことを、報告いたします。

項番1、処理の内容でございます。恐れ入ります、資料2ページ目を御覧ください。

まず、経過でございます。4月8日、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、東京都は政府に対しまして、都内における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施を要請いたしました。この要請を受けまして、4月9日、政府は東京都を含める等の措置の実施を決定し、また、東京都はまん延防止等重点措置の内容について公表いたしました。このことを受けまして、教育委員会の所管施設や主催事業につきましては、感染防止対策に万全を期した上で、引き続き、運営、実施することを基本としておりますが、東京都のまん延防止等重点措置の内容等を踏まえまして、利用時間の短縮等の対応をいたしました。

項番1「利用時間を午後8時までに短縮する施設等」でございます。生涯学習センター、青山学習館、スポーツセンター。ページを送っていただきますと、運動場、氷川武道場につきましては、リバウンド防止期間中の開館時間は午後9時でございましたけれども、そちらを午後8時までとしております。また、事業であります学校施設開放事業、学校プール開放事業においても同様に、リバウンド期間中は、開館時間午後9時まででしたけれども、こちらを午後8時までに短縮しております。

項番2「箱根ニコニコ高原学園の運営」でございます。こちらは、利用に係る新規の受付を停止してございます。

項番3「期間」ですけれども、令和3年4月12日から令和3年5月11日まで。

項番4の「使用料金等の減額」につきましては、貸室の使用料金や利用料金につきましては、時間を按分して、減額してございます。

項番5の「周知方法」でございます。区ホームページ、各施設での公示、掲示等、記載のとおりで全て対応済みでございます。

恐れ入ります、先頭下のページへお戻りになっていただけますでしょうか。項番2、処理の日には、令和3年4月9日でございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育長の臨時代理に伴う報告事項2については、報告どおりご承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項2については、ご承認を頂きました。

日程第3 報告事項

1 港区学校運営協議会委員の任命について

○教育長 次に、日程の第3、報告事項に入ります。「港区学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告事項資料1を使いまして、ご説明いたします。「港区学校運営協議会委員の任命について」でございます。

以下のとおり任命いたしましたので、ご報告するものです。1ページ目から5ページ目までが、今回の任命の名簿となっております。1番の赤坂アカデミー、並びに2ページ目、お台場アカデミーにつきましては、平成31年4月設置ということで、2年を迎えた今期が会期の間となります。そこで、多くの再任を含めた決定がされているところでございます。

3番目の南山幼稚園・南山小学校につきましては、令和2年4月設置でございますので、PTAの改選、並びに人事異動等での変わった方みの任命となっております。

3ページから5ページに至る4番、5番、6番の3協議会につきましては、今年度新規設置ということで、全員の委員の方が入っているところでございます。

6ページ以降は、各学校長が推薦をするということで、全てのメンバーの推薦理由が書いてございます。また、18ページ以降は、全体的名簿となります。今回、学校運営協議会、港区では6協議会が運営されることとなります。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 寄付の受領について

○教育長 次に、「寄付の受領について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 続きまして、報告資料2を用いまして、ご説明いたします。令和3年3月に寄付の申出がございまして、次のとおり受領いたしましたので、ご報告をいたします。

寄付内容につきましては、区立幼稚園・小学校宛てになりますけれども、寄付物品、絵本6冊となります。今、画面でちょっと御覧いただければと思いますけれども、こうした絵本です。こうした形が6冊セットで1巻ということになります。こちら、中央建設株式会社代表取締役、渡部取締役が、虎ノ門での巻き込まれ事故に非常に心を痛められまして、そうしたことは絶対になくさなければいけないという思いから、建設現場での安全というのをテーマに絵本をつくったところなので、さらに交通安全というバージョンもつくって、さらに、子どもの周りには危険がたくさんあるということで、6巻を刊行したものでございます。

区立の全幼稚園12園、並びに区立の小学校18校、こちらは小学校1年生から3年生までは、各クラス、各学級ごとに1組ずつ、4年生から6年生までは図書館にということで1組ずつ、また、特別支援学級に5校14組が、計1,320冊が寄贈されております。

教育長が代表で受け取りまして、オフィシャルアドバイザーのタレントの渡辺美奈代さんがプレゼンターとして、教育長の方に寄贈をされました。区教育委員会からは感謝状を代表取締役の方にお渡しをして、謝意を表明しているところでございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区スポーツセンターサブアリーナの休止について

○教育長 次に、「港区スポーツセンターサブアリーナの休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「港区スポーツセンターサブアリーナの休止について」ご説明いたします。急な差し替えで申し訳ございませんでした。教育委員会報告資料ナンバー3、差替え分の資料を御覧ください。

まず、報告の内容及び理由でございます。芝浜小学校施設整備に伴い、みなとパーク芝浦と一体の建物といたしまして建築基準法耐震基準に適合させるため、港区スポーツセンターサブアリーナの特定天井の耐震化工事を実施することから、サブアリーナの休止をいたします。

項番2「休止期間及び休止場所」でございます。休止期間は、令和3年8月1日から令和4年1月15日まで。場所は、スポーツセンター5階、サブアリーナでございます。

項番3「利用者への周知方法」でございます。広報みなど、区ホームページへの掲載、各施設にポスターを掲示いたします。

項番4の「告示日」でございます。令和3年4月30日でございます。

項番5「今後のスケジュール」でございます。令和3年4月28日に、区民文教常任委員会へ報告いたしまして、30日に告示、区ホームページ等に掲載、5月1日、広報みなどへ掲載いたします。

ページを送っていただきます。7月1日から31日までは、東京2020大会公式練習の会場になりますので、サブアリーナの利用は休止いたします。引き続き、8月1日からは、特定天井の耐震化工事が始まります。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 教職員の人事異動について

○教育長 次に、「教職員の人事異動について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、「教職員の人事異動について」報告をさせていただきます。教育委員会報告資料のナンバー4を御覧ください。今回は、教職員の令和3年4月1日付人事異動について報告をさせていただきます。

まず、項番の1「校長・園長」でございます。区内転3名、昇任が1名、区外からの転入・昇任が3名、再任用の新規が6名、再任用の継続が5名ということになって、一覧表として18名分載せさせていただきました。4番の三光幼稚園、藤井未知江・前幼児教育担当専門官ですが、一応こ

れも、にじのはし幼稚園の在籍ということで派遣で、担当専門官でやっていただいていたので、区内転ということで載せさせていただいております。それから9番、10番、12番、ここが区外からの転入・昇任、副校長からの昇任3名ということになってございます。

そして最後、18番、港陽中学校(港陽小学校)ですが、大島副校長が、そのまま自校で昇任ということで、校長・園長はこのような数になってございます。

続きまして、項番2「副校長・副園長」でございます。区内転が3名、区内転の昇任が3名、区外からの転入が2名、区外からの転入・昇任が2名ということで、全部で10名、表に載せさせていただきました。

一番上の高田清香副園長ですが、研修センターと書いてありますが、こちらと同じく芝浦幼稚園の主任でございましたが、そこからの派遣で1年間、都のセンターの方に行っておりましたが、同じく区内転による昇任ということでカウントさせていただいております。

そして、区内転の昇任では、4番、平裕子主幹教諭が御田小学校から港南小学校の副校長。それから10番、最後の一番下ですが、岩崎実、芝小学校の主幹教諭でしたが、今回、中学校の副校長が足りないということで、全都的に足りませんので、小学校から中学校への副校長へ昇任ということになります。幸い、お台場学園ですので、一緒に小中3名の副校長で連携しながらやっていくということで、ご理解いただけたらと思います。

それから、新たに来られたということでは2番、それから7番、この2名が区外から、他の教育委員会からの昇任で参りました。

それから6番、8番につきましては区外、もう既に副校長は経験はしておりますが、区外からの転入ということで2名来られました。

では続きまして、2ページ目の方に移らせていただきます。教員の方で、一般教員です。

幼稚園ですが、全部で転出が15名、そして、転入が13名。2名減っておりますが、学級数減、高輪幼稚園と港南幼稚園が1学級ずつ減となっておりますので、学級数減ということになります。本来、麻布幼稚園、学級数増、1名分なのですが、臨時的任用教員を充てるとお話をさせていただいているのですが、まだここは確定できておりませんで、現在は欠員補充講師という形で埋めておりますので、決まりしだい、また毎回で申し訳ありませんけれども、持ち回りでまた審議させていただくことになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

項番4、小学校でございます。転出が91、転入が116ということで、小学校の教員の数が増え25ということで、かなり、35人学級の影響もありますし、もともとの港区の特性である人口増によって学級数が増えたということで、これだけ数も増えております。

また、東京都全体でも、ちょっと教員の合格者を多く出し過ぎたという部分もありまして、過員という形での、少し多めの教員配置ということも頂いておりますので、このような数、25というふうになってございます。

項番5、中学校です。こちら、転出と転入33ずつで、多少の増減、クラスが増えた、学級数が増えたところと減ったところとございまして、トータルで言うとちょうどそのまま、同じままでご

ございました。

項番6「事務・栄養職員」も変わりありません。事務が5名、栄養職員が2名ということで、変わりございません。

最後、項番7ですが、「教育委員会事務局」ですけれども、加藤靖規指導主事が、港南中学校の方から選考を合格しまして配置となりました。前任のキクチ指導主事ですけれども、東京都の教育長指導企画課の方に在籍をしながら、玉川大学の教職大学院で、派遣研修という形で勉強させていただくということになってございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版の一部改訂（令和3年4月1日版）について

○教育長 次に、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版の一部改訂（令和3年4月1日版）について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー5と併せて別紙1ということで、ガイドラインの改訂版をおつけさせていただいているかと思いますが、こちらも説明に合わせて見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

報告内容ですが、今回、ガイドラインを改めて4月1日に改訂をさせていただきました。その背景といたしましては、再設定をするというところと、あとは学校行事の開催の指針や、緊急事態宣言、まん延防止措置が取られた際のガイドラインを入れるということで、改訂をさせていただきました。

項番の2です。改訂の内容、大きく2本柱がございます。まず1点目が、昨年度中止や延期をしていた行事については、5年度は感染症対策を講じた上で実施することを基本方針とさせていただくということを明文化させていただきました。これについては、ガイドライン本編の9ページ、10ページの所に詳しく書かせていただいているのですが、学校行事等についてというところで、分かりやすく表のような形にさせていただいて、あくまでも緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が取られていないときには、このようにやりましょうということで、3密を避けた形ということで明記をさせていただきました。

2点目です。緊急事態宣言の再発令や、まん延防止等重点措置が取られた際には、今までは追補版という形で、このガイドラインと、その追補版という物をつけていたのですが、その追補版をこちらの中に、この第2章の中に入れさせていただいたという形になります。こちらは17ページ以降に載せてございます。

原則、学習活動では飛沫防止とか、ちょっと避けられないものについてや学校行事、部活動等、あとは保護者会等についても、このような形で、なるべくオンラインを使ってやりなさいとか、そ

うということが書かれております。

ただ今回、実はこのまん延防止等重点措置が出された段階で、もう保護者会の予定とかが組まれていたということもございましたので、園長会、校長会とも十分相談した上で、場所を例えば教室という予定だったのを広い体育館にして、そして時間も半分ぐらいの時間でポイントを収めてやっていただく。それから、それについては配信をしたり、あとは撮っておいたものをオンデマンド型できちとお伝えすることができますので、そちらを見ての参加という形でオーケーな方はそっちにしてくださいとか、学校によってそういったちょっと工夫をして開催をするような形になってございます。

あとは、実は、これを出したときには、そのまん延防止等重点措置についての通知という物がまだ東京都からも来ていなかったもので、それを踏まえて、今日、校長会とか調整をしながら、また再度それについては通知を出す予定でございます。例えばですが、こちらの第2章で行くと、歌とか歌わないという形になっているのですけれども、例えば屋外で前後左右2メートル以上の身体距離を確保したら、マスクした上で実施もしてもいいよというようなことを具体的に入れさせていただいたり、体育のところも身体接触を伴うものはやめるというふうにしているのですが、一時的な身体接触を伴う活動、例えばマット運動とか球技のゲームなどは、一時的にそういう接触をしてしまうことがあるかもしれませんが、十分に気をつけていけば大丈夫。例えば柔道、組体操などは、もう身体が密接して接触してしまうので、それは中止だとか、そういうことはちょっと分かりやすく、学校にも通知を今日したいなと思ってございます。

あとは、オンライン学習で来られない方には、原則毎日オンラインによる課題とかを提出したりとかということをやっと気をつけてやっていくことで、学習・学びを止めないという形でやっていただけたらなということで、学校に周知をしたいと思ってございます。

改訂のポイントについては、ちょっと簡単でございますが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 山内です。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 今の17ページ、緊急事態宣言期間等の学校運営に関して、今のお話を聞くと、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置の発令が出たときの間というのは、ある意味で画一的に対応するというように聞こえるのですけれども、実際には、緊急事態宣言を出す、あるいはまん延防止等重点措置を出すといっても、その趣旨、意図がある訳です。また、その背景がある。

分かりやすく言えば、それが特に夜間の飲食を中心とした交流の部分、そこをしっかりと封じ込めたいということであって、実際に学校での感染については、それ程問題がない状況だってあり得る訳です。

ですから、画一的に判断するというよりも、そのときの状況によって、やはり合理的に判断をするということの方がよろしいのではないかと。何が何でも緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が出たら、ここに挙げるできないというのではなく、その趣旨、それから実際にそのときの感染

動向、それを見て判断した方がよろしいかと思えます。

もちろん今後、変異型ウイルスなどの感染の状況などによっては、逆に子どもの方でのリスクが高くなる可能性もあるので、やはりそういう状況を見ながら判断していくということが必要なのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○教育指導担当課長 貴重なご意見、ありがとうございます。まさに先生がおっしゃるとおりでして、今回はやはりその県をまたぐようなところで、東京から他県にご迷惑をかけないというか、そういう視点が多分、多くこちらに入っております。ですので、こちらには、その17ページの所に、歌唱とかはやらないとしているのですけれども、今回はそういう趣旨ではないので、マスクをした上で、2メートル以上間隔を取って歌ってもいい、屋外で歌いましょうとか、そういうことは示して学校に出していきたいなというように思っております。

やはり先生がおっしゃったように、その時の目的や、その状況ということはしっかり踏まえて、これがもう絶対にバイブルで、絶対これをずっとやっていくのだよではなく、バイブルですが、変えていくような内容で考えてございます。

ありがとうございます。

○山内委員 そういう意味では、その時の状況によって、きちんと合理的に、柔軟に合理的に判断をできる、しやすい形にしておくことも大事です。逆にそうしないと、現場としては、やはり一番にはリスクを最小にするという意識は当然働く。それは大事なことですけれども、それが逆に強くなり過ぎる可能性もありますから、そこを現場できちんと判断できるように、しやすい環境をつくるという意味での文章の表現、配慮というのも必要ではないかと思えます。

○教育指導担当課長 ご指導ありがとうございます。そのような形で学校に通知は出したいと思えます。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 おそらく、基本的にはその感染防止策等を徹底しながら、できるだけ学校行事もやっという方向でのガイドラインの改訂だと思うのですけれども、今の段階で結構なのですけれども、今年の学校行事、あるいは教育委員会が主催する学校で行う行事で、例えばやはり実施が無理ではないかと決まっているもの、あるいは、そうなるのではないかと予想されるものは何かありますか。

○教育指導担当課長 連合体育大会。これは区主催というか、教育指導担当で主催しているのですけれども、こちらはちょっと密を小6の場合、避けられないというところで、やりません。

○中村委員 もう決定ですか。

○教育指導担当課長 はい。やらないで、各学校で記録を取っていただいたりとかいうような形になります。あとは、小学校の音楽鑑賞教室、これもいつもサントリーホールで集まっていたのですけれども、そのマックスの人数をもう超えてしまうぐらいのギリギリの人数ですので、今回は各学校に、劇覧がちょっと小規模になりますけれども、訪問していただいて密を避けた形で、鑑賞教育を学校で行うという形に変えてございます。

あとは、幼稚園の人形劇。これも一緒に集まって見ていたのですけれども、ちょっと規模感がまた小さくなってしまいますのですが、劇団に各園に回ってもらって、見てもらうというような形に変更をしています。

あとは基本、密を避けて、各学校、運動会なんかも全校でというのはちょっと難しいかもしれませんが、学年ごとに入替え制とか、それはちょっと学校で今、工夫をして決めているところがございます。

以上です。

○中村委員 オーストラリアの研修は無理ですね。

○教育指導担当課長 はい、残念ながら最初からちょっとオーストラリアは無理だということで、まず今、次回の教育委員会で報告する予定なのですけれども、沖縄県の方で、まずイングリッシュプログラムという形で考えていて、それがちょっと難しいと、今回、今年やったように、教育センターの方でイングリッシュキャンプが無理だったらプログラムになるというような形で、今、考えてございます。また報告させていただきます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 教育長。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 これから6月から9月まで入っていたプールの授業については、どうなのでしょう。水泳の授業。

○教育指導担当課長 原則、やる予定でございます。今、課題となっているのが着替える場所です。一番密になるのではないかということなので、各学校、部屋を広めな所にするのか、時間を区切って何人かずつで入って行って着替えるのかということと今、整備をしているところです。

○田谷委員 教育長。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 ありがとうございます。ただ、最近、室内プールの学校が増えているのですけれども、室内プールの換気体制というのは問題ないのでしょうか。

○教育指導担当課長 窓が開く所もあれば、そこも開けてもらう。それから開かない所も、一応CO₂制御システムみたいなところ、換気をしていたりしますので、濃度を測るなりということとやっていきたいなと思っております。

○田谷委員 教育長

○教育長 田谷委員。

○田谷委員 了解いたしました。ありがとうございます。昨今、飲食店などでは、CO₂の検査装置を使ってCO₂の濃度を測っているような所も増えていると聞いております。そういうような予防策、そういうような対策はいかがでしょうか。

○教育指導担当課長 設備設備によっても違うかとは思いますが、そういったことも柔軟

に考えて対応していきたいなと思います。

○田谷委員 教育長

○教育長 田谷委員。

○田谷委員 分かりました。そういった方面も、またご一報いただきまして、子どもの安全のためにご助力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

本日予定していた案件及び報告事項は全て終了しておりますが、委員または説明員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

○山内委員 では、山内ですが、よろしいですか。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 先日の土曜日は、特に江村さんにご尽力いただいて、高輪築堤の見学、その機会をつくっていただいた。それに関して、少し意見を申し上げようと思います。

もう新聞などの報道の範囲で言えば、最初はJ Rが保存をする気のなかった第7橋梁の一带については、どうも保存の方向に動いているらしいということは報道で見えていますけれども、おそらく、それは江村さんはじめ、図書文化財課の方々と、学芸部の方々の相当粘り強い折衝の結果ではないかという感じがしています。

そういう中で、文化財保護審議会の答申を基にして、一度、この教育委員会としても、J Rに対しての要望書を出していますが、そのときの文化財保護審議会の答申というのは、第4街区の発掘が終わる前の段階での答申案です。それで私たちは、その答申を受けての要望をした訳です。その後第4街区の発掘がきちんとされた訳ですので、やはり追加の発掘がされて、それなりの歴史的な意味のある物が明らかになったという意味では、その追加の答申を、やはり文化財保護審議会にはお願いをすべきだと。そして、もう一度それを基に私たちが、教育委員会としてまとめた要望書に追加する事項があれば、その追加事項を検討して要望書に加えて再提出する。それをきちんとすることが、今後必要になるのではないかというふうに考えている。

そういうことをきちんとしておくことが、特に折衝に当たって非常にご苦労されている方々の後押しをするということにもなりますし、これから将来の人たちが遡って見たときに、この港区、あるいは教育委員会の姿勢とか見識が問われるとき、こういうことをきちんとやっていたと言ってもらうためにも大切なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○図書文化財課長 文化財保護審議会の委員の方から、答申という形ではなかったのですが、委員からの意見ということで、ご意見を頂きました。確かにそれは、第4街区がまだ検出調査が終わる前の時点でございました。

実は今回、第4街区の検出調査も一通り終わりましたので、先週からまた来週もそうなのですが、委員全員ではなく、ばらばらと、揃ってではなく、文化財保護審議会の委員の方々も現地を今、御覧いただいているというような状況でございますので、保護審議会の委員の皆様の方が、

今、どういうお考えかというのは所管の部署としてもご意見は何ってみようとは思いますが、また、その上で教育委員会として、どのような対応をするかということにつきましても改めて、そこについてもご相談をさせていただければというように思います。

全国から今、注目されている判断でございますし、また、後世からも批判されるようなことがないような形で、そこは公正に、また、きちっと対処していければと思いますので、よろしく願いいたします。どうもご意見、ありがとうございます。

○山内委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。少なくともやはり、私たちの立場としては、あの答申を基にして要望書を一度出していますので、やはりその追加の部分についてのきちんと専門家の方々の意見、つまり保護審議会での追加の意見というのはやはり受けた方がいいと思います。

やはり、追加の答申をお願いして、その上でもう一度、こちらとして追加すべきことがあれば、それをきちんと見せるということは必要なのではないかと思いますので、単にインフォーマルに意見を聞いて終わりではなくて、やはり追加の意見をきちんと審議していただくということをしていただきたいと思います。

○図書文化財課長 では、文化財保護審議会の方に、そのことをご議論いただきたいというように考えております。ありがとうございます。

○山内委員 よろしく願いいたします。

○教育長 星川部長、手、挙がっていますが。

○教育推進部長 よろしいでしょうか。

○教育長 どうぞ。

○教育推進部長 前回の教育委員会として出した要望の前提のお話を改めて江村の方から話させていただきたいのですけれども、文化財保護審議会の委員が、委員長としてまず高輪築堤調査保存等検討委員会の見解を受けて出したということですので、その辺をちょっと江村課長、もう一度お願いいたします。

○図書文化財課長 前回の教育委員会から出しました要望でございますけれども、その前提が、今JR東日本が設置しております高輪築堤調査保存等検討委員会が出しました見解を基にして、それを引用する形で要望書を出しております。その高輪築堤調査保存等検討委員会の委員長には、港区の文化財保護審議会の委員が就いているというような構成になっております。これとは別に、港区の文化財保護審議会のメンバーのその委員の個人の立場で、構成員という立場で意見を述べているという、そういう状況でございます。目下のところ、高輪築堤調査保存等検討委員会は、今のところ、かなり検討の最終段階に来ているような段階でございますので、第4街区、第3街区も含めまして、どういう形で今、最終的な保存の方針を出すかというところの議論が、まだ続いているという、そういう状況でございます。

○教育長 山内委員、よろしいでしょうか。

○山内委員 ご説明、ありがとうございます。経緯は、よく分かっています。いずれにしても、や

やはり港区の教育委員会として文化財保護審議会を持っている訳ですから、やはりその方々の意見というのは一回集約をするということは、やはりしておくべきだと私自身は考えていますので、その点はぜひよろしく願いいたします。つまり、ポリティカルな交渉と別に、きちんと歴史家の視点で、きちんと評価をしていただくということをして、その上での意見というのは、必要であればするのは、やはりこの文化財保護の役割の一つとして担っている教育委員会としては大切なことだと考えています。

○図書文化財課長 ただいまのご意見、ありがとうございます。文化財保護審議会の方に、そのご意見伝えまして、対応を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 そのほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 よろしいでしょうか。

○教育長 寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 このコロナ禍の中で、先程のガイドラインのように、できるかぎり学校活動を継続する方向で検討してくださっていて、とても感謝しています。そういう中で、保護者の立場として心配なのが、子どもたちに対する委縮効果です。子どもたちは真面目なので、学校で指導されたことは基本的に守っていて、例えば給食中に話さないとか、食べるたびにマスクを外して、すぐにまたつけたり、そういうことを家族で出かけるときも実行しています。

また、コロナ前は外で遊ぶということが当たり前にあったところを、今はほとんど家にいますし、低学年で、特に1年生のときにこのコロナで、ちょうどお友達がつくりづらくて、学校もお休みになって、学校が始まっても給食のときはしゃべってはいけなし、休み時間もできるかぎり控えめにという雰囲気があるのかなと思っていて、それは仕方ない部分ではあるし、先生方もそれを踏まえて色々ご指導いただいているとは思いますが、そのコミュニケーションの機会が減っているということを踏まえて、特に学校の方でもし気をつけてくださっている点があれば教えていただきたいのと、その学校外で子どもたちが遊ぶことについて、何かご指導をされている事項があるのかなのか。その2点について、教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。まず、やはり先生がおっしゃるとおり、人間関係づくりがきちっとされてない中で、授業をやったりとか、学校の取組に突入してしまっているというのは、正直あるところだと思うのです。

ただ、そのまま、では今年もそれでいいのかというところと違うので、やはり各学級、密を避けた形で、特別活動の時間ですとか、そういったところでクラスの仲間についてよく知って、お友達になりましょうという機会は、しっかり今までもやっているのですけれども、今まで以上に意識をして、各学校工夫をして授業には取り組んでいるところです。

私たちとしては、生活指導主任会というのがありまして、各学校の生活指導主任が、こう集まる会があるので、そこでもやはりその人間関係が基になって、色々問題が起きたりとかするので、今日たまたま午後あるのですけれども、そちらの会においても、そういうことを意識してやっていると思いますけれども、よりそういうことを心がけてやってくださいねということは、話をする予定

でございます。

2点目、放課後遊びなのですからけれども、そこについては、やはりこう、帰る登下校指導とかもそうなのですからけれども、友達と仲良く帰りたいのだけれども、密になり過ぎるのはよくないので、ちょっと距離を取りながら、しっかりマスクをして帰る。ただ、この後、暑くなったりすると、マスクのまた有無とかあるので、マスクをしない場合はちょっと離れた距離で帰りなさいとか、そういうことは、またその気温の状況とか、そういうのにもよって指導をしていくかなというところかと思っているとかなので、外で遊ぶ場合は、密を避けるような遊び方をしましょうねということは、各学校意識して指導はしているところです。

○寺原委員 ありがとうございます。引き続き、よろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。そのほかは、いかがでございますでしょうか。

○中村委員 高輪築堤の件で、一言申し上げます。私も先週、土曜日、見に行かせていただきましたが、うちの下の娘、6年生なのですからけれども、港南小の、「嫌だ嫌だ」というのを無理矢理連れていったのですね。半分、無理矢理です。

全く、その前に私も色々、お正月に1回見学させてもらった時の話なんかを家でできるだけ、その下の娘には、こう話をして興味を持たせようとしているのですけれども、ほとんど興味を持たないという状況だったのですけれども、2回目のチャンスがまた来たので、今度は絶対連れて行こうと思ひまして、半分たたき起こしまして、一緒に連れて行きました。

それで行ったら、やはり何か興味を持ったのですよね、6年生だし。受験もあるというものもあると思うのですが、何か例えばその海側は、約30度の石垣になっているのではないですか、築堤。逆側は垂直に落ちているという説明が係員の方から説明があったら、「なんで向こうは、じゃあ削ってみせないの」みたいなことを言ったり、「私も見てみたい」みたいなことを言い出したりとか。家に帰って、妻の話だと、何かネットで「高輪築堤」と打ってネットで調べたり始めて、ちょっと興味を持ったみたいよみたいなことを。明治の日本で最初に機関車が走ったのは、その新橋と横浜間だという話を、私がそれを言ったのですけれども、ただ、いつ頃からかとか、あるいは「なんで新橋なのか」とか、何かそんなのを何か興味を持って調べたみたいで、それは妻からの話なのですから。6年生、小学校高学年から中学生ぐらいだと、やはりあれを見て何かを感じるころというのはあると思うのですよね。ちょっと小学生の下級生はちょっとどうかな、あまり分からないかもしれませんが、どうなんですかね。もう無理かもしれませんが、社会科の授業か何かで、ちょっとあそこを見学に行かせるというのができないのかなとちょっと思ったものですから、JRの当然協力が要るのでしょうかけれども、検討をしてみる価値はあるのかなと思ひましたので、ぜひ検討だけでもしてもらえればと思ひました。

以上です。

○図書文化財課長 1月のときには、実は学校の校長先生方、教職員の方も何人かお見えになって現地御覧になっていたもので、大変興味を持たれていまして、せめて当日の見学会の資料だけでもいいので学校の授業で利用したいとか、そういうお話も頂いたところでございますので、今後、指導

担当の方とちょっと調整をいたしまして、そういう機会が設けられないのかどうかということも、可能性も含めて検討をしてみたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○中村委員 よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

○中村委員 済みません、続きで申し訳ないです。

○教育長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 ここ数日の新聞報道とかで出てきているヤングケアラー問題。昨日のニュースを見ていましたら、文科省の調査で17人に1人はヤングケアラーを抱えているというような驚くべきデータが出てきたものですから、ちょっと心配してしまっています。ヤングケアラー問題を、今、港区の学校で抱えているかどうかの調査というのをやっているのか、やっていないのか。もし、やっているのであれば、どんな状況なのか、やっていないのであれば、今後の調査はどういうふうにしてやっていく予定なのか、そのあたりをちょっと教えてください。

○教育指導担当課長 これ、去年の2月ぐらいにもニュースになって、議員さんの方からも、ご質問いただいたりということもあって、私たちもちょっと勉強をして、どうなのかなとやったところ、今回の調査自体が全国で初めてだということで、結果が出るということは聞いていたので、こんな結果だったのかなと思って、私もニュースを見させて、新聞とかも見せていただいています。なので、港区として、ではヤングケアラーが、今どれぐらいいるのかという調査については、実施したことはございません。ただ、この2月に出たときに、保健主任会ですかね、そういったお子さんの様子とかによって、やはりちょっとこぼれところもあるので、どうかなという話はしたことがあります。あとは、やはりこれは、子家センも関わってくることだと思うので、今後、どのような調査をして、どういうふうに対処していくことが区としていいのかなというところについては、関係機関とちょっと相談をして対応をしていかなければいけないかなと思っています。ありがとうございます。

○中村委員 今、言われたとおりで、教育委員会でできることではないと思いますので、区全体、福祉関係の部局とか、あとは子ども家庭支援センターなども関係あるのですかね。色々なところと協力しながらやっていかなければいけない複合的な問題だと思うのですけれども、ぜひ教育委員会の方からも積極的に、もし港区が、やはり相当何らかのフォローをしていかなければいけない状況にあるのであれば、それは早急にやらなければいけないことだと思いますので、取りあえずまずは実態調査、それは早急に、ぜひやっていただきたいなと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 では。

○田谷委員 教育長。

○教育長 山内委員。あれ、今どっちだった。山内委員、どうぞ。

○山内委員 どちらからでも。ちょっと私は、ヤングケアラーのことについて追加をしようと思ひ

ましたが、田谷先生は、何に対してですか。

○田谷委員 同じくです。

○山内委員 では、どうぞ先に。

○田谷委員 いや、山内先生、どうぞ。

○山内委員 では、私もお話をちょっと。今のやはりご意見、非常に重要だと思っています。ヤングケアラーの問題というのは、なかなか見えにくいところはあるし、それからもう一つは、実は、おそらく相当に、そういう子どもたちにとっての負担は大きいのだろうと。子どもの数が減っている、一つの世帯の中での子どもの人数が減っている訳ですから、そういう状況に置かれた子どもの負担というのは、かつてとは比べものにならない状況にあるだろうというのは想像もつきます。

それから、港区の場合に、マンションの中に住んでいる子どもの家庭が多い分、やはりその中が見えないというのでしょうか、周りとのつながりが弱くなっている可能性があるのも、よりほかの地域よりも丁寧に考えていかなければいけないのではないかと思います。

そういう意味で、どういう調査をこれからして、実態を把握していくかということは、積極的に検討をされるといいと思いますが、場合によっては既存の資料の中からも実は相当のことがつかめる可能性もある訳です。そういうことも考えていくことが必要だと思います。国や自治体は色々な資料を持っていますし、色々な調査もしていますけれども、それを使って追加的な分析をするということが、実は行政の組織というのはあまり得意ではなくて、せっかくあるものをどうまず生かして概要をつかむか、そこから始めてもいいのではないかと思います。

私自身は、子どもの孤立の問題とか、かなり興味を持っていて、今、社会生活基本調査、生活時間の調査を全国でやっているのがありますけれども、そのマイクロデータを使って解析をして、何か課題をあぶり出そうとしているのですけれども、色々な既存の調査を使うことでもかなりのものが見えるのではないかと思います。その上で、さらにいい、必要な調査を仕掛けていかれるといいのではないかと思います。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 私も昨今、ヤングケアラーの報道をテレビで目にすることがあったのですけれども、ヤングケアラーの件もしかり、それから昨今のこのコロナ禍の件もしかり、またそれ以外の件でも、一番心配しているのは、学業に対する負担です。例えば、ヤングケアラーでも、コロナの件でもそうですけれども、それが起因とする不登校の人数とか、そういうのをやはり、これはもう教育委員会でも把握できるのではないかと思います。難しいところはないと思うのですけれども、そういったところで、今後、どのように対応していくかというのも、昨今の課題として、我々も取り組んでいかなければいけないと思います。

子どもの、要は学業の負担のかからないような対応がとれないものかという点も一つご検討いただきたい。よろしくお願ひしたいです。

○教育長 ありがとうございます。ただいまのお二方のご意見を踏まえて、では篠崎課長、どうぞ。

○教育指導担当課長 お願いします。今、本当に色々なご示唆、ありがとうございます。ただ、この子どもたちが、ヤングケアラーがどうかという調査自体に関わるようなことは、ちょっとしたことがないので、今、思っているのは、まず担任としては、様子がおかしいとか、この家は母1人子1人でこうなっているとか、おばあ様がいらっしゃるとか、そういうことについては調査票なりそういうことで分かっているので、まずは担任がきめ細かに見て、気になる子がいるかどうかということについて、再度、確認をさせていただいた上で、こちらとしては、どうやらそうかもしれないというところで、話をするというのが大事なのかなと思っているのと、スクールカウンセラーの方で全員面接というのをやっているのです。小学校5年生と中学2年生に。そこで、まずは、集団でやる場合もありますし、個別でやる場合も、それは学校によって違うのですけれども、そういうところで、ちょっと聞き出しやすいような設問を必ず、絶対悉皆質問みたいなものをして、気になる子は後で呼んでということもしていくということも必要かなと思っています。

その中で、田谷先生がおっしゃってくださったように、例えば自分の、今日、私も気になったので新聞を見てみると、自分の時間がないとか、何か寝不足であるとか、そういう項目が多い子に、そういう「多かった」というふうに書いてあったので、そういった質問を、そのヤングケアラー質問ではなく、生活アンケートとか、その毎月やっているものが、それははじめのアンケートなのですけれども、そういったところに、例えば趣向でちょっと項目を入れてみて、どのぐらい出てくるのかなということを見ていけるといいのかなというふうにと当面の間は思っています。関係機関とも協力していきながら対応していけたらなというふうに思います。子どもたちが楽しく学校へ通えたり、人生を楽しんでいると思って暮らしていけるということが大事ですので、そのように努めていきたいと思っています。色々なご示唆、ありがとうございます。

○教育長 課長、不登校の方は。

○教育指導担当課長 不登校は、申し訳ございません。不登校の調査はしてございます。

ただ、その中に、今は、コロナ不安とか、その自分自身で不安で学業不振とか、そういう項目で不登校と記録取っていて、学校もどういう理由かというのを挙げてくるのですけれども、結構その理由が分からない子とかもいるのです。そういうところに、もしかしたら入っているのかもしれないと思うので、調査は調査としてただ行うのではなくて、そういうところはきめ細やかに1人ずつ聞き取るようにはしているのですけれども、その数字については分かっていますので、より細かく分析していけたらなと思います。済みません。

○教育長 ほかはいかががでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日は、たくさんの貴重な意見を頂きまして、ありがとうございます。今日頂いた意見については、教育委員会事務局の方で、再度また検討をさせて、お答えできるものについてはお答えする、あるいは実施するものについては、どんどん実施していきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

そのほか、説明員の方からもよろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を今月の4月27日火曜日10時から開催予定でございます。併せて、子ども家庭総合支援センターの見学も予定してございますので、よろしく願いいたします。

皆さん、長時間にわたりまして、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕